平成26年第3回定例会審議結果

○…賛成 ×…反対

							## = 1 A				// 554						···]=				<u> </u>	د ۸.
			民政クラブ			鶴誠会				公明党						日本共産党						
議案等番 号	議案等の名称 議員名等	審議結果		杉田 恭之	大曽根英明	婦		齊藤 芳久			山中 基充		五伝木隆幸	出雲敏太郎	漆畑 和司	近藤 英基	髙田 克彦	松村 和子	長谷川 清	大野 洋子	賛成	反対
議·議案 第2号	鶴ヶ島市空き家の適正な管理に関する条例につ いて	可決	0	0		議長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて(内田広行氏)	可と決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0
第35号	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する 条例の一部を改正する条例について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc		17	0
第36号	鶴ヶ島市保育の必要性の認定に係る保護者の労 働時間を定める条例について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第37号	鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第38号	鶴ヶ島市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0
第39号	広域静苑組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0
第40号	平成26年度鶴ヶ島市一般会計補正予算(第 4 号) について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第41号	平成26年度鶴ヶ島市介護保険特別会計補正予算 (第1号)について	可決	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc		17	0
第42号	平成25年度鶴ヶ島市一般会計歳入歳出決算の認 定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0	×	×	×		14	3
第43号	平成25年度鶴ヶ島市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第44号	平成25年度鶴ヶ島市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第45号	平成25年度鶴ヶ島市介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0		15	2
第46号	平成25年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業一本松土地区 画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0
第47号	平成25年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業若葉駅西口土地 区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
第48号	教育委員会委員の任命について(浅子藤郎氏)	同意に 決す	0	0	0	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	15	2

めである。

療費の一部負担金が1割で済むた 高齢者医療制度の対象となり、医

A 重度の障害者になると、後期

障害者福祉課長 65歳以上で

る。 日で1か月当たり4時間と定め 同じ月4時間とするもので、1日 の勤務時間を4時間、それを週4 までの市の保育所入所基準と こども支援課主席主幹 これ

について定めるもの。 行うのに必要な保護者の労働時間 よる新たな保育の必要性の認定を 子ども・子育て支援法の施行に る保護者の労働時間を定める条例 鶴ヶ島市保育の必要性の認定に係

> の設備及び運営に関する基準を定 鶴ヶ島市放課後児童健全育成事業

める条例について

した。

に算定したものなのか。 護者の労働時間は、どのよう 保育の必要性の認定に係る保

営に関する基準を定めるもの。

後児童健全育成事業の設備及び運 児童福祉法の改正に伴い、放課 学童保育の利用状況と今まで

規定を設けた。 制の整備と食料等の備蓄に関する ける保育を行う場所を原則1階と 保育事業、事業所内保育事業にお る関係機関への通報体制と連携体 員の排除規定、非常災害時におけ 業者等の役員と職員からの暴力団 また、家庭的保育事業、小規模 の基準として、家庭的保育事 るもの。 的保育事業、小規模保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定め 児童福祉法の改正に伴い、家庭

精神障害者を加えるもの。

理由は。 理由は。

支給事業補助金交付要綱の改正に

埼玉県の重度心身障害者医療費

る条例について

成金に関する条例の一部を改正す 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助

合わせて、支給の対象者に重度の

Q市の独自の基準があるか。

こども支援課主席主幹

独自

例について 及び運営に関する基準を定める条 鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備

条

例

霆

屓

盒

靈

噩

や県のガイドラインに添って運営 童の19・1 影である。今まで、国

在で751人が利用し、

全児

こども支援課長 4月1日現

の運営基準は。

してきた。